

令和4年 No.10

○東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

副校長候補者の選考手続の流れを整理するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和4年規程第8号

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：副校長候補者の選考手続の流れを整理するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第2章 副校長候補者の選考 <u>(選考申請)</u></p> <p>第5条 副校長の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、あらかじめ副校長候補者選考申請書（様式1）を附属学校運営会議委員長（以下「運営会議委員長」という。）に提出し、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の承認を得るものとする。</p> <p><u>(募集等)</u></p> <p>第5条の2 附属学校運営部は、副校長候補適格者（以下「候補適格者」という。）の候補者を、原則として附属学校教員の中から募集するものとする。</p> <p><u>2 前項の募集によるもののほか、附属学校運営部は、当該校の長及び関係する附属学校の長と協議の上、候補適格者の候補者を推薦することができる。</u></p> <p><u>(推薦委員会の開設)</u></p> <p>第6条 運営会議委員長は、<u>第5条の承認を得た後速やかに</u>、副校長候補適格者推薦委員会（以下「副校長推薦委員会」という。）を開設するものとする。</p> <p>2 副校長推薦委員会は、<u>候補適格者</u>を選考し、運営会議委員長に推薦するものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校を所掌する副学長 (2) 附属学校運営部長 (3) 附属学校運営参事 (4) 当該校の長 (5) 附属学校を所掌する副学長が他の附属学校の長のうちから指名した者 3名 (委員長)</p> <p>第8条 副校長推薦委員会に委員長を置き、附属学校を所掌する副学長をもって充</p>	<p>[省略]</p> <p>第2章 副校長候補者の選考 <u>(募集)</u></p> <p>第5条 <u>副校長候補者の選考は、原則として附属学校教員の中から募集するものとし</u>、副校長の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、あらかじめ副校長候補者選考申請書（様式1）を附属学校運営会議委員長（以下「運営会議委員長」という。）に提出し、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の承認を得るものとする。</p> <p><u>(推薦委員会の開設)</u></p> <p>第6条 運営会議委員長は、<u>前条の承認を得た後速やかに</u>、副校長候補適格者推薦委員会（以下「副校長推薦委員会」という。）を開設するものとする。</p> <p>2 副校長推薦委員会は<u>副校長候補適格者（以下「候補適格者」という。）</u>を選考し、運営会議委員長に推薦するものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校を所掌する副学長 (2) 附属学校運営部長 (3) 附属学校運営参事 (4) 当該校の長 (5) 附属学校を所掌する副学長が他の附属学校の長のうちから指名した者 3名 (委員長)</p> <p>第8条 副校長推薦委員会に委員長を置き、附属学校を所掌する副学長をもって充</p>

てる。

- 2 委員長は、第9条第2項に規定する投票に加わることができない。  
(定足数等)

第9条 副校長推薦委員会は、全委員の出席がなければ候補適格者の推薦をすることができない。

- 2 候補適格者の選考は、副校長推薦委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

(副校長候補者の選考)

第10条 副校長候補者の選考は、副校長推薦委員会が候補適格者として運営会議委員長に推薦した者のうちから、運営会議が行う。

- 2 候補適格者の推薦は、副校長候補適格者選考結果報告書(様式2)により行う。

- 3 運営会議委員長は、副校長推薦委員会から候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議を招集しなければならない。

4 副校長推薦委員会委員長は、候補適格者を推薦した経緯について、別に定める副校長候補者選考調書(様式3)及び副校長候補者選考資料(様式4)を添えて、運営会議に報告しなければならない。この場合において、運営会議が必要と認めるときは、当該校の長又は関係する附属学校の長に、候補適格者の資質、経歴、教育研究業績等を説明させることができる。

- 5 副校長候補者の選考は、運営会議において面接のうえ、無記名投票により、出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

- 6 前項の選考において、副校長候補者が選考されなかったときは、副校長推薦委員会委員長は、他の候補適格者を運営会議委員長に推薦しなければならない。

- 7 前項の推薦があったときは、第3項から第5項により再度選考を行うものとする。

- 8 運営会議は、第5項により選考された副校長候補者を速やかに学長に報告し、選考に付きなければならない。

[省略]

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

てる。

- 2 委員長は、第9条第2項に規定する投票に加わることができない。  
(定足数等)

第9条 副校長推薦委員会は、全委員の出席がなければ候補適格者の推薦をすることができない。

- 2 候補適格者の選考は、副校長推薦委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

(副校長候補者の選考)

第10条 副校長候補者の選考は、副校長推薦委員会が候補適格者として運営会議委員長に推薦した者のうちから、運営会議が行う。

- 2 候補適格者の推薦は、副校長候補適格者選考結果報告書(様式2)により行う。

- 3 運営会議委員長は、副校長推薦委員会から候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議を招集しなければならない。

4 当該校の長は、候補適格者を推薦した経緯について、別に定める副校長候補者選考調書(様式3)及び副校長候補者選考資料(様式4)を添えて、運営会議に報告しなければならない。

- 5 副校長候補者の選考は、運営会議において面接のうえ、無記名投票により、出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

- 6 前項の選考において、副校長候補者が選考されなかったときは、副校長推薦委員会委員長は、他の候補適格者を運営会議委員長に推薦しなければならない。

- 7 前項の推薦があったときは、第3項から第5項により再度選考を行うものとする。

- 8 運営会議は、第5項により選考された副校長候補者を速やかに学長に報告し、選考に付きなければならない。

[省略]